



開示請求書受付番号 23061

23消安第3713号  
平成23年10月17日

## 行政文書不開示決定通知書

野中 公彦 様

農林水産大臣



平成23年6月27日付け（9月15日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことを決定しましたので通知します。

### 記

- 不開示する行政文書の名称  
①ワクチンを接種した家畜は感染した場合、ウイルスを保有し続け、新たな発生原因となる可能性があるとした根拠となる農林水産省が保有する一切の文書。  
②体内に抗体ができ感染しているかどうか区別がつきにくくなるとした根拠となる農林水産省が保有する一切の文書。（別紙参照）
- 不開示とした部分とその理由  
請求のあった1の①及び②の文書については、行政文書として保有しておらず、不存在のため、不開示とした。

\*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等

消費・安全局動物衛生課 総務班

住所：東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111 内線4581